

事務連絡
令和8年2月2日

各里親（小中学生委託）様

福井県健康福祉部児童家庭課長

里親委託措置費 教育費（2）教材費 請求方法のご案内について

日頃より、本県の里親業務にご理解ご協力を賜り、感謝申し上げます。

みだしの教材費について、学校長より毎月証明書を発行いただいておりますが、学校長の把握が難しい教材費（各教科で使用する学校指定の道具およびその付属品）については、里親の皆様にご負担いただいている場合があります。

つきましては、下記の教材費については、里親委託措置費で支弁可能となっております。該当する支出がありました際には、別添の証明書を所属校長に発行依頼のうえ当所へご提出いただくことで支弁が可能となりますので、改めてお知らせいたします。

なお、これまで使用していた様式を改定していますので、今後、学校へは今回送付する様式を使用して発行依頼をしてください。

ご不明な点がございましたら、下記各児童相談所または里親支援センター福さと（0776-50-3848）までお問合せください。

記

添付資料	学校給食費、教材費、部活動費等証明書様式
対象費用	各教科で使用する学校指定の道具類及びその付属品 (学校へ支払うものではないが、教科書に準ずる教材等として学校長が指定したものを購入した場合を含む) 例) 算数・数学 … 三角定規・コンパス・そろばん 家庭科 … 裁縫セット・調理実習用の食材 体育 … 水着・水泳帽、 音楽 … 鍵盤ハーモニカ・リコーダー 図画工作・美術 … 絵具セット・粘土・彫刻刀 書写・書道 … 習字セット

参 考	教育費（2）教材費 【対象】小学校、中学校及び特別支援学校の高等部に在学している児童 【経費の使途】 ・教科書に準ずる正規の教材（副読本的図書、ワークブック、辞典当）として学校長が指定するものの購入に必要な費用 ・当該学級の全児童が必ず準備しなければならない学校指定の道具類およびその付属品に必要な費用 ・小学校で特別活動(クラブ活動に限る)に参加している児童については、当該クラブの全児童が購入することとなっている用具類に必要な費用 ※追加で個人が購入するものは対象外
-----	---

【県児童家庭課】
家庭福祉グループ TEL0776-20-0343
【児童相談所】
児童・女性相談所
社会的養育課 藤原 TEL0776-35-1581
嶺南振興局敦賀児童相談所
相談判定課 織田 TEL0770-22-0858